

「取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例」

改正案の骨子について

1. 改正の趣旨

取手市では子育て中の親子の支援を目的として白山、戸頭、井野なないろ、藤代の計4ヵ所で地域子育て支援センターを運営しております。

今般、地域子育て支援センターのサービスを見直すために、取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の改正を行うものです。

2. 改正の概要

(1) 開所日数・開所時間について（第5条）

改正前：（4ヵ所共通）

開所日数 月曜日から金曜日まで

開所時間 午前10時から午後4時まで

改正後：① 白山地域子育て支援センター及び井野なないろ地域子育て支援センター

開所日数 月曜日から金曜日まで

開所時間 午前10時から午後4時まで

② 戸頭地域子育て支援センター及び藤代地域子育て支援センター

開所日数 月曜日から土曜日まで

開所時間 午前9時から午後5時までの中で5時間以上

現在、4ヵ所で平日の午前10時から午後4時までとしているところですが、戸頭地域子育て支援センター、藤代地域子育て支援センターの2ヵ所については、開所日数を土曜日を含めた6日間に拡大し、開所時間を午前9時から午後5時までの中で5時間以上とします。

土曜日に開所する支援センターを設けることで、これまで就労のため来所できなかった親子・父親が利用しやすくなり、開所時間を見直すことで、既に利用している親子もこれまで以上に利用の幅が広がるなどサービス向上を図ります。

(2) 職員配置の条件について (第6条)

改正前：支援センターに、子育てに関する相談及び指導等について相当の識見を持ち、かつ、保育士の資格を有する職員を置く。

改正後：支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

国の提示する地域子育て支援拠点事業実施要綱や他市の状況を踏まえて配置する職員の資格条件を変更します。資格条件が変わりますが、国の定める子育て支援員の資格を持つ者を引き続き配置することでこれまでどおりの子育て支援を行い、サービスの低下はないものとします。

3. 改正時期

令和5年第1回取手市議会定例会 改正案提出 (予定)

4. 施行時期 (予定)

- 2 (1) については、令和6年4月1日
- (2) については、公布の日